

平成30年（行ウ）第4号 公園事業内容変更認可処分取消請求事件

原告 ブルデ シルヴェストル 恵

被告 沖縄県

被告第2準備書面

平成31年1月9日

那覇地方裁判所民事第1部合議A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 阿波 連 光



同 弁護士 武田 昌 則



同 弁護士 植松 孝 則



同 弁護士 古謝 千 尋



第1 原告適格について

原告適格に関する被告の主張は既に述べたとおりであるが、原告の補充主張を待って反論を準備する予定である。

なお、今後の進行について、被告としては、原告が主張する景観利益について、実際に現場で確認する手続きを希望する。

第2 本案に関する被告の主張

1 客室の分譲を承認する処分ではないこと

既に述べたとおり、本件処分は、客室の分譲を承認する処分ではない。

したがって、この点に関する原告の主張は、本件処分の内容とされて

いない事項についての違法性を主張するものであるから、その余を検討するまでもなく、理由がない。

なお、本件において、公園施設の一部を分譲する場合は、「公園施設の管理又は経営の方法」の変更にあたることから（自然公園法第10条第4項第5号）、本件事業者は、同法第16条第4項において準用する同法第10条第6項に基づいて、変更の認可を受けなければならず、今後、本件事業者より、変更許可の申請がなされる予定である。

2 規模の縮小であること

原告は、「本件処分によって変更したのが規模の縮小の点だとしても、本件処分は、変更後の認可処分全体について改めて法令に適合するかを判断し、適合する場合には変更前の処分を変更する処分であるから、本件処分の際には、国定公園事業の認可要件の全てが審査・判断されている。」と主張し、その根拠として、建築確認処分に係る裁判例を挙げる。

しかし、同裁判例は、建築物の建築確認処分に関して、変更前の処分については訴えの利益が失われるとする裁判例であって、本件とは事案が全く異なるものであり、本件において参考となる裁判例ではない。

建築確認処分の場合には、同処分が、建築物の安全性等を確保することを目的とした処分であることから、建築物の内容に変更があれば、その変更部分のみを審査することではならず、改めて建築物全体についての審査が必要となる。それゆえ、変更前の処分については訴えの利益が失われるというのが、上記の裁判例である。

他方、本件で争われているのは、国定公園宿舍事業の執行認可に係る（変更）処分であり、その目的は、公園施設の種類、位置、規模・構造及び管理又は経営方法等を確認して（甲27参照）、国定公園の適切な利用を確保することにある。したがって、施設の内容に少しでも変更があれば、改めて施設全体について審査をやり直さなければならないというものではない。

原告の主張に従えば、変更処分があるたびに、変更されていない事項についてまで争うことができることになるが、それでは、取消訴訟に出訴期間を設けた趣旨が失われることになるのであり、そのような解釈は妥当でない。

本件において、原告は景観利益を主張して本件訴えを提起していることからみても、景観利益に資する方向である規模縮小の本件変更認可処分について、一から全てを争うことができるというのは、不合理であるというべきである（なお、この点は原告適格にも関連するところであるため、原告の補充主張を待って被告にて反論する際にも主張する予定である。）。

以上